

組合内規

総会運営規約

(目的)

第1条 この規約は、この組合の総会（以下「総会」という。）の議事の運営について定め、総会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(議事の展開)

第2条 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

(議事日程)

第3条 議長は、総会成立の定足数を確認し、議場に報告するとともに、議事日程を議場に諮り、その承認を受けなければならない。

(書記の選任)

第4条 議長は、議事の開始にあたり、この組合の職員のなかから、書記若干名を指名する。

2 書記は、議事の経過の記録その他議長の指示する業務に従事するものとする。

(議案の説明)

第5条 議案はすべて提案者がこれを説明するものとする。ただし、必要ある場合は、この組合の職員に説明させることができる。

(動議の提出)

第6条 出席した組合員（以下「組合員」という。）は、議事日程を妨げない限り、いつでも動議を議長に提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、議長は、これを議案に供するか否かを議場に諮らなければならない。

(議案、動議の再提出禁止)

第7条 否決または撤回された議案および動議は、同一総会において再び提出することができない。

(委員会付議)

第8条 総会で必要と認めるときは、議長は議場に諮り組合員のなかから委員を選任し、議案を付託して審議させることができる。

2 前項による委員の選任方法は、議長がそのつど総会に諮って決める。

3 議長は、委員をして付託した議案について、審議の結果を報告させた後採決する。

(議事の進行)

第9条 議長は提出された議案について説明、討議、採決の順にこれを区分して、議事を進めなければならない。

(討 議)

第10条 組合員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

- 2 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。
- 3 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。
- 4 組合員は、他の者の発言を不当に圧迫または抑制してはならない。
- 5 発言しようとする者は、氏名を告げ、議長の許可を得て行うものとする。

(議長の職務)

第11条 議長は、議事日程に従い、議事を円滑に進行せしめるとともに、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

- 2 議長は、不穏当な言行等により、議事を妨げると認められた場合は、その者に退場を命ずることができる。
- 3 議長は、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(議事の確定)

第12条 議事は、一審議をもって確定する。

(採 決)

第13条 出席した組合員は、必ず採決に加わらなければならない。ただし、総会の議事について特別の利害関係を有する組合員は、その採決に加わることはできない。

- 2 前項ただし書の場合は、議長は当該組合員に対し、その議事が終了するまで退場させることができる。
- 3 第1項ただし書に該当する組合員の議決権の数は、出席した組合員の議決権の数に算入しないものとする。

(採決の方法)

第14条 採決は、次のいずれかの方法によるものとする。ただし議長が、出席している組合員に対し、案件決定について異議の有無をただし、過半数（特別議決を要する事項については3分の2以上）が決定に賛成であることを確認したときは、採決によらないで決定することができる。

- (1) 挙 手
 - (2) 起 立
 - (3) 投 票
- 2 挙手および起立は、反対者について行うものとする。ただし、必要ある場合は、賛成者について行なうことも妨げない。

3 投票は、この組合より配布された用紙を用い、記名または無記名で行う。

(修正案の採決)

第15条 修正案が提出されたときは、修正案を原案より先に採決する。

2 修正案が二つ以上あるときは、その趣旨が原案に最も異なるものから、順次採決する。

(代理者の採決)

第16条 代理権を証する標識の交付を受けた代理者が採決に加わる時は、その標識を明示しなければならない。

(採決結果の宣言)

第17条 議長は、第13条の規定により採決を行ったときは、賛否の数を調査確定しその結果を議場に報告し、その案件の決定を宣ししなければならない。

(指導助言の請求)

第18条 議長は、必要により、出席している指導機関の者もしくは学識経験者に対して、指導助言を求めることができる。

(その他の事項)

第19条 この規約に定めていない事項であつて、議事の運営について必要な事項は議長がそのつどこれを定める。

(注) この規約は、平成6年1月6日付で作成されたものである。